

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A会社B営業所（以下「会社」という。）に勤務していたところ、平成〇年〇月〇日午前1時30分頃、積荷を運搬中に会社に立ち寄り車両に燃料を給油している途中、用を足しに街灯のない草むらを進んだが暗かったため、崖から転落し負傷した。

請求人は、同日、C病院に受診し、「左股関節中心性脱臼骨折」と診断され、同月〇日にはD医療センターに受診し「左股関節脱臼骨折、骨盤骨折」と診断され、加療の結果、平成〇年〇月〇日治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第12級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第12級を超える障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、平成〇年〇月の障害等級認定の際、股関節を動かされてから症状が悪化したと主張している。この点、新たな診断書によれば、E医師は、平成〇年〇月〇日現在、請求人の症状について、画像上は明らかな変化はないとしながら、左股関節（患側）の可動域制限が認められるとしている。そこで同診断書記載の可動域を健側と患側を比較すると主要運動である伸展屈曲、外転内転についてはいずれも患側の可動域は健側の可動域の4分の3以下であって、治ゆ時の障害の程度と変わりはない。

ちなみに、治ゆ時の患側の測定値は決定書第2の2の(1)のウの(ア)説示のとおりであり、新たな診断書の測定値と比較すると、屈曲が15度減少しているが、伸展、外転、外旋は数値が変わらず、内転は5度減少し、内旋は10度増加している。この数値を治ゆ時と比較しても機能障害の程度に明らかな変化があるとはいえず、障害等級第12級の7（1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの）に該当するものと判断する。

また、請求人は、下肢のしびれを訴えているが、神経症状は機能障害と通常派生する関係にあるものと判断されるから審査官の判断と同様の理由により障害等級を上位等級に変更する理由とはならない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害等級第12級に应ずる障害補償給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。